資料１－３

廃棄物・リサイクル関連法の全体像

環 境 基 本 法
（平成５ 年 11 月制定）

○環境の保全について基本理念を規定

循環型社会形成推進基本法
（平成 12 年６ 月制定）

○循環型社会の形成に関する基本原則を規定

＜廃棄物の適正処理＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃棄物処理法)
（昭和 45 年 12 月制定）

○廃棄物処理に関する事項を規定
・廃棄物の発生抑制 ・廃棄物の適正処理
・廃棄物処理施設の設置規制
・廃棄物処理業者に対する規制

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
(ＰＣＢ廃棄物特別措置法)
（平成 13 年６ 月制定）

○ＰＣＢ廃棄物の処理に関する事項を規定
・法施行日から 15 年以内に PCB 廃棄物を処分
・ＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況の届出

＜リサイクルの推進＞

資源の有効な利用の促進に関する法律
（資源有効利用促進法）
（平成 12 年６ 月制定）

○再生資源の利用を促進するための措置等を規定
・再生資源のリサイクル
・リサイクルの容易な構造・材質等の工夫
・分別収集のための表示
・副産物の有効利用の促進

個別物品の特性に応じた規制

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
（容器包装リサイクル法）（平成７ 年６ 月制定）
○容器包装の分別収集及び再商品化を促進

特定家庭用機器再商品化法
（家電リサイクル法）（平成 10 年６ 月制定）
○テレビなどの廃家電の再商品化を促進

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
（建設リサイクル法）（平成 12 年５ 月制定）
○建設資材廃棄物の分別解体と再資源化等を促進

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
（食品リサイクル法）（平成 12 年６ 月制定）
○食品循環資源の発生抑制・減量化・再生利用の促進

使用済自動車の再資源化等に関する法律
（自動車リサイクル法）（平成 14 年７ 月制定）
○自動車製造業者等による使用済み自動車の再資源化義務等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（グリーン購入法）（平成 12 年５ 月制定）

○国等による環境物品等の調達の推進

○廃棄物処理計画と他計画の関連図

大阪 21 世紀の環境総合計画
（平成 14 年 3 月策定）
（平成 23 年 3 月策定予定）
○大阪府環境基本条例第 9 条
知事は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。

国の基本方針（平成 17 年 5 月改正）
（今年度改正手続き中）
○廃棄物処理法第 5 条の 2
環境大臣は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければばらない。

大阪府廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月改定）
○廃棄物処理法第 5 条の 5
都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならない。

一般廃棄物処理計画
○廃棄物処理法第 6 条
市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

【関連する計画等】

大阪府循環型社会形成に関する基本方針（平成 16 年 5 月策定）
○大阪府循環社会形成推進条例 6 条
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。（平成 16～37 年度）

大阪府ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定）
○国の通知により、ダイオキシン対策とリサイクルについての広域計画として策定。（平成 11～30 年度）

大阪府分別収集促進計画（平成 22 年 8 月策定）
○容器包装リサイクル法第 9 条
都道府県は、容器包装の分別収集の促進に関する計画を定めなければならない。（平成 23～27 年度）

リサイクルアクションプログラム（平成 22 年 6 月改定）
○住民・事業者・行政等で構成する大阪府リサイクル社会推進会議において策定。（平成 22～27 年度）

大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
（平成 16 年 3 月策定）
○ＰＣＢ廃棄物特別措置法第 7 条
都道府県は、廃棄物処理計画及びＰＣＢ廃棄物処理基本計画に即して、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めなければならない。（平成 15～28 年度）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理計画に関する条項（抜粋）

基本方針（法第５条の２）

第１項 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第２項 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

１号 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

２号 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

３号 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

４号 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

５号 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

都道府県廃棄物処理計画（法第５条の５、●は施行規則第１条の２の２）

第１項 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第２項 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

１号 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

- ● 廃棄物の種類ごとに定める。

２号 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

- ● 廃棄物の種類ごとに、次の事項を定める。
  - ・廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
  - ・廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分その他その適正な処理に関する目標
  - ・上に掲げる目標を達成するために必要な措置

３号 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

- ● 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
- ● 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項

４号 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- ● 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
- ● 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項

５号 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

- ● 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
- ● 廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために必要な関係行政機関及び関係地方公共団体との連携に関する事項
- ● 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な国民及び事業者の意識の啓発に関する事項
- ● 前各号に規定するもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項であって必要と認められるもの

第３項 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法第４３条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

第４項 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。